

有識者会議平川祐弘意見大要 16-11-07

平川 祐弘

「天皇陛下ご苦労さま」という気持は国民の多数と存する。しかしその大衆感情を天皇のご退位に直結してよいことか。天皇は日本の歴史上の存在、いしかえると大日本帝国憲法や一九四六年憲法で定義される以前から連綿として続いてきた。日本人もその長い歴史の中で天皇様のことを感じ考えてきた。しかしこのところ占領下にできた憲法の文言によつてもつぱら論せられ、法学部出身者の解釈が前面に出るが、それでよいのか。

歴史的に国王にはキングという「世俗」 secular の面と、プリーストという「聖」 sacred の面とがあり天皇は伊勢神宮に祀られた神々を皇室の祖神と仰ぎ祀り事を行なう大祭司である。その文化的伝統の継承者として陛下は国民とともに祈り、先祖の霊を祀り、お勤めをはたされてきた。いまより国政に関係したと思われる明治天皇はキングとプリーストの仕事の順をどう考えたか。日露戦争の翌年の歌に

かみかぜの伊勢の宮居を拝みての後こそきかめ朝まつりごと

天皇家にとり「まつりごと」とは「祭事」が第一で、それだから天皇は「伊勢の宮居を拝みて」の後に「まつりごと」の第二である「政事(まつりごと)」の仕事に国王として耳を傾ける、と申された。そこが大切で、万世一系の世襲の天皇は、神道の文化的伝統の中心的継承者であり、それゆえに権力はないが権威が保たれてきた。現行憲法に万世一系の字がないからといって皆さま言及せず、新聞も報じないが、天皇家が民族の永生の象徴であるのは「祈る」ことにより祖先と「続く」からで、それだから皇統の維持が大切と皆が感じるのである。「国民統合の象徴」とは生きている人と死んだ国民の統合と考えてよくはないか。

聴取項目①にお答えすると、今の陛下は国民統合の象徴としての責務を、憲法に規定される国事行為だけではなく、各地で国民や国民の思いに触れる「旅」と表現され、自ら開拓してきた自負心をのぞかせたとはその通りと思う。陛下の御努力は有難いが、陛下御自身が拡大された天皇の役割であり、それを次の皇位継承者にも引き継がせたいご意向に見受けられるが、これは今の陛下の個人的解釈による天皇の役割を次の天皇に課することになる。

特に問題なのは、その御自分で拡大解釈した責務を果たせなくなるといけなから御自分は無気なうちに皇位を退き次に引き継ぎたいという個人的なお望みをテレビで発表されたことで、世間は感動し恐懼したが、異例の御発言である。もし世間の同情に乘じ、それを大御心として特例法で対応するならば憲法違反に近い。よくない先例となり得る。天皇の「お言葉」だから、スピード感をもって超法規的に近い措置をするようなことは、世間には受けるかもしれないが、皇室の将来のためにいかがかと思う。

天皇は続くことと祈ることに意味があるので、代々続く天皇には優れた方もそうでない方も出られる。健康に問題のある方も皇位につかれることもある。今の陛下が一生懸命なされたことはまことに有難いが、しかし行動者としての天皇、象徴天皇の能動性を認めることに私はさかしらを感じる。その偏った役割解釈にこだわれば、世襲制の天皇に能力主義的価値観を持ちこむことになりかねず、皇室制度の維持は将来困難になる。そこまでお勤めを

せねばならぬとすれば、適応障害の方はどうするか。陛下が皇族の責務を過度に自覚して完璧主義を御自身の信条とするのは有難いが、完璧主義を前提として憲法にない生前退位を示唆されたのはいかがなものか。

聴取項目④については、退位せずとも高齢化の問題への対処は可能で、ご高齢を天皇の責務免除の条件として認めれば、それで問題はすむ。皇室典範の摂政設置要件「天皇が精神、身体の重患、重大な事故により」の中に「高齢により国事行為ができない場合」を加えるかあるいは解釈を拡大、緩和して摂政を設けるのがよくはないか。

理解に苦しむのは陛下が摂政に反対される理由で、裕仁陛下が皇太子殿下であられた大正十年摂政となられた状況を昭和天皇も快くみておられず、大正天皇とその周辺と摂政の宮とその周辺との関係が必ずしも良くなく、昭和天皇からそのことを聞かれた今の天皇が危惧されておられるというのが、仮に事実だとして、だからといって陛下のそのお気持ちを現行の法律より優先して良いのか。そもそも摂政の宮を置かれる場合と、新たに特別立法その他で譲位を認め陛下が上皇となられる場合と、はたしてその二つから生れる結果に違いはあるのか。上皇とその周辺と新天皇とその周辺との関係が摂政設置の場合の人間関係より良く行く保証はない。これが聴取項目⑤についての私の強く否定的な見方である。

譲位してもお仕事こそ減るが、さほどご自由になれるものではない。元天皇であった方はその権威と格式が伴う。そのために皇室が二派に割れるとか勢力争いが起きやすくなる。企業で社長が会長職に退いても次の社長と問題が生じる場合が多々あるのと同様であろう。元天皇は一般市民になることはできない。私は三人の子供の父だが父親をやめるといつてもやめることはできないのと同じで生涯の終わりに至るまで父親であり続けることに変わりはない。天皇様も天皇様であられたということをやめることはできない。しかし父が仕事ができぬようになろうと孝行な子が親を思う気持ちに変わりがいよう、外出が不自由になろうと陛下が在位のままゆつたりとお暮らしいただき宮中で「とこしくに民やすかれと」とお祈りいただく方が有難い。陛下と国民の相互の信頼と敬愛は変わらないと思う。

聴取項目⑧について、天皇様が上皇になられて、自由に外国旅行をなさるとか外国人記者や外交官やお友達がいるいろいろ聞きに行くとかして問題発言が生じる可能性はいくらでもある。いや、すでに問題発言のように解釈されている。フランスの『ル・モンド』は国際的に信用度の高い新聞だが、今回の退位問題について実に歪んだ報道をしている。

「遺言」とも言うべき発言のなかで天皇は、国民の「圧倒的な信頼」を背にしつつ、いくつかのメッセージを発信した。……鞏固なナショナリストである安倍首相は天皇の願いに困惑するほかない。天皇が享受している国民の支持に服して従わざるをえない。(皇室典範改正の議論は憲法改正を後回しにする可能性もある) 首相は、日本の政治勢力のもつとも反動的な部分からの支持をえて、憲法……九条の改正を意図しているのである。いかなる政治的権限も有さないにもかかわらず、巧妙にも明仁天皇は、強権的帝国主義的
日本を懐かしむ者たちの大がかりなもくろみを妨害する、いや阻止することもできるこ

とを示した。2016-08-11 *Le Monde*, Editorial, Le Testament de l'Empereur du Japon

すぐこんな風に書かれてしまった。こんな解釈をするフランス人記者が第一の問題で、外人記者がそのような解釈をするよう示唆した日本の傾向的な学者ジャーナリストが第二の問題だが、このような憲法違反的な主張をしたととられる陛下の異例のお言葉が第三の問題である、陛下に矩を越えた部分があった。このような国際的な誤解が生じた結果から考えると、陛下のお側にお諫め申す者がいなかったことを私は淋しく思う。

いつの時代にも高齢化はあった。『源氏』の時代なら五十の年齢は今の八十で、近ごろは年齢が伸びたが肉体的・精神的老衰が始まるのも先に伸びた。特に超高齢化社会と強調することはない。昭和天皇のご生涯が見事なのは意見対立の中で退位せず、在位六十四年、わが国の敗戦と復興を二つながら御一身でまのあたりにされ天寿を全うされたことと思う。

人間、八十代になお果たすべき仕事を持つのは大変だが、ある意味で幸せである。陛下のこの四半世紀は充実した歲月であつたと拝察するが、今回のご発言の結果、もし超法規に近い「今の陛下に限り」などという措置が講ぜられるなら、悪しき前例となり、そのため百二十五代続いた皇統が内から崩れかねないことになれば、皇室を護持してきた国民のいままでの努力は烏有に帰すかと不安に存する。慎んで皇室の御安泰を祈る次第である。